第四十七条の二第二項第五号	抄本		抄本若しくは謄本
第四十七条の三第一項各号列記以外の部分	十日以内に		速やかに
第四十七条の三第一項第一号	及び住所		、住所及び氏名
第四十七条の三第二項第一号	抄本		抄本若しくは謄本
第四十七条の三第二項第二号	第一条各号		第一条第一項各号
第四十八条第一項第一号	及び住所		、住所及び氏名
第四十九条第一項各号列記以外の部分	十日以内に		速やかに
第四十九条第一項第一号及び第四十九条の二第一項第一号	及び住所		、住所及び氏名
第五十条第一項各号列記以外の部分	第三十八条第一項若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項		第三十八条第一項
	第五十四条第一項若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第五十四条の二第一項又は昭和六十年改正法附則第五十六条第一項		第五十四条第一項若しくは第二項
第五十条第一項第五号	年月日		年月
第五十条第二項第一号及び第五号	抄本		抄本若しくは謄本
第五十条第三項第一号	第三十八条第一項及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項並びに		第三十八条第一項及び
第五十条の二第一項第十号	年月日		年月
第五十条の二第二項第一号及び第六号	抄本		抄本若しくは謄本
第五十条の二第二項第二号	共済組合の		第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の

	、当該共済組合		当該共済組合
第五十条の三第一項第一号	国民年金法施行規則及び住所		それぞれ国民年金法施行規則、住所及び氏名
第五十条の三第一項第四号	年月日		年月
第五十条の三第二項第一号	抄本		抄本若しくは謄本

2　前項の規定による障害厚生年金又は障害手当金の請求、届出その他の行為について、当該障害厚生年金又は障害手当金が厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に係る第二号厚生年金被保険者期間に基づくものである場合においては、障害厚生年金請求等規定（同項の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）のうち第四十四条第一項中「障害手当金（厚生労働大臣」とあるのは、「障害手当金（法第七十八条の二十二に規定する一の期間に係るものに限り、かつ、国家公務員共済組合連合会」とする。

第三目　遺族厚生年金

（遺族厚生年金の請求等）

第百十四条の三　遺族厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで（同規則第六十条第一項第十四号ロ、第三項第十一号及び第五項、第六十条の二第二項第三号ロ、第六十二条の二第三項、第六十八条並びに第六十八条の二を除く。次項において「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条第一項第一号の二	第一条各号	第一条第一項各号
第六十条第一項第八号	業務上	公務上若しくは業務上
第六十条第一項第九号	年月日	年月
第六十条第一項第十四号	イ及びロ	イ
第六十条第三項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
第六十条第三項第一号の二	第一条各号	第一条第一項各号
第六十条第三項第二号	年金手帳（年金手帳を添えることができないときは、その事由書）	年金手帳
第六十条第三項第九号の二	共済組合の	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の
	、当該共済組合	当該共済組合
	国民年金法施行規則	それぞれ国民年金法施行規則